

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	ヨルダンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むヨルダンの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するた めの資金を贈与すること。	1,500,000千円 -----	H20.3.9 アムマン (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダ ン大使 ヨルダン側 スハイル・ア リ計画・国際協力大臣	H20.3.21 178号
ヨルダン	第二次ザルカ地区上水道施設改 善計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	第二次ザルカ地区上水道施設改善計画を実施するた めに必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	1,192,000千円 H21.3.31まで	H20.8.20 アムマン で (同日)	日本側 加藤重信在ヨルダ ン大使 ヨルダン側 スハイル・ア リ計画・国際協力大臣	H20.9.2 502号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。